

兵労発安 0926 第 2 号
令和 7 年 9 月 26 日

一般社団法人
兵庫県 LP ガス協会 会長 殿

兵庫労働局長



教育訓練休暇給付金の創設に係る周知について

雇用保険制度の運用につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省が行うリ・スキリング支援策として、令和 7 年 10 月 1 日付けで「教育訓練休暇給付金」を創設することとしましたので、貴会におかれましても、別添資料をご活用いただきますとともに、傘下団体・企業等への周知方、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 教育訓練休暇給付金について

この制度は、労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合に、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障するものです【別添資料 1】。

支給にあたり、①休暇開始前 2 年間に 12 か月以上の被保険者期間があり、②休暇開始前に 5 年以上雇用保険に加入していた期間がある雇用保険一般被保険者である方が、業務命令によらず、就業規則等に基づき連続した 30 日以上が無給の職業訓練を受けるための休暇を取得することが必要となります（利用に当たりまして、事業主の皆様のご対応も必要です）。

※なお、事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する「人材開発支援助成金」について、人材育成に取り組む事業主の皆様が利用しやすくなるため、令和 7 年 4 月

から制度の見直しを行っていますので併せてご利用ください【別添資料 2】。

【別添資料 1】

「(労働者向け) 教育訓練休暇給付金リーフレット (簡略版)」

「教育訓練休暇給付金のご案内」

【別添資料 2】

「人材開発支援助成金を利用しやすくするため令和 7 年 4 月 1 日から制度の見直しを行いました」

問い合わせ先

教育訓練休暇給付金について

兵庫労働局職業安定部職業安定課給付第一係

電話 078-367-0803

人材開発支援助成金について

兵庫労働局ハローワーク助成金デスク

電話 078-221-5440